

建物解体工事に伴う公共ますの取り扱い

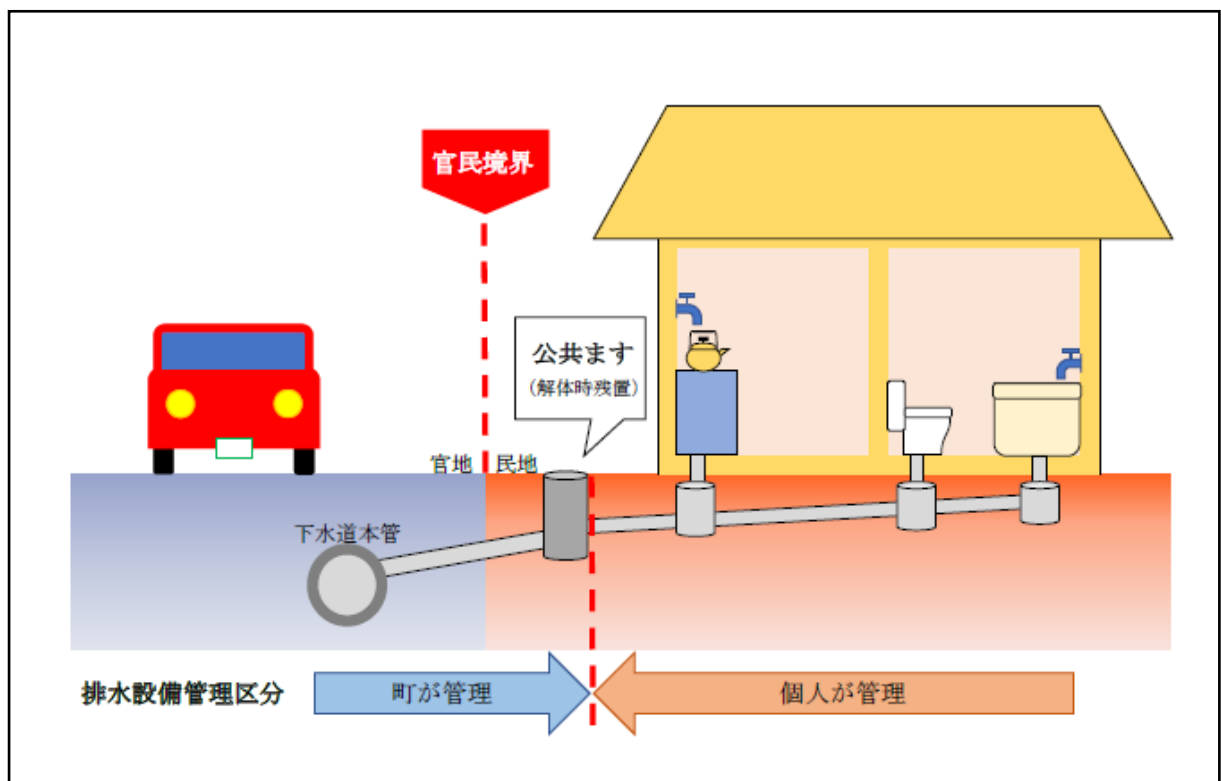
公共下水道または農業集落排水の区域内で
敷地に公共ますが設置されている建物を解体する際は
公共ます（図①参照）を壊さないよう 注意して下さい。

公共ますは町の財産であり町が管理している施設です。破損した場合には原因者で原形復旧をしていただきます。

なお、建物を解体する際に公共ますが支障となり撤去が必要な場合は、事前に若狭町上下水道課に相談いただき、許可を受けた後に工事を行ってください。

図①【公共ますとは】

公共ますは下水道本管につながる最終ますのことで、若狭町が管理する公共施設です。
下図のように、官民境界から基本的には1メートル以内に設置されています。



施工方法

建物の解体の際は、公共ますから敷地側の既設排水管を少し残してキャップを接着止め（図②参照）して土砂が流れ込まないようにして下さい。

公共ますと敷地側の既設排水管が接着（接続）した状態で、排水管を重機で無理に引き上げて撤去しないでください。事前の措置を行わないと公共ますが破損し土砂が流入します。

図②【解体時の既設排水管の処置方法】

解体により既設排水管を撤去するときは下図のように処置を行ってください。

